



事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

ガストログラフィンの経口・注腸用の安定供給について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力と御協力を賜り誠にありがとうございます。

ガストログラフィン経口・注腸用（以下「本剤」という。）については、ニトロソアミン類であるN-ニトロソ-メグルミンの検出に伴い、令和8年4月から限定出荷となっております。

本剤については、本剤の製造販売業者が日本市場への供給を継続するため、N-ニトロソ-メグルミンの出荷前検査等の対応を行っておりますが、足下の供給状況については、医療機関において必ずしも十分な量が入手できない状況が生じています。

そのため、本日、製造販売業者に対して、国内の需要量や類似薬の供給状況等を踏まえ、必要な患者に対して安定的に供給されるよう、増産をはじめとした、必要な措置を要請したところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、本供給不安事例が解消されるまでの間、下記について周知をお願いします。

記

1 医療機関におかれては、本剤について当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。また、患者の状態等を踏まえ、医学的に代替薬の使用が可能な患者については、代替薬の使用についても考慮いただきたい。

2 卸売販売業者におかれては、前回注文に係る納入状況や医療機関における



在庫状況を確認した上で、患者数の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、本剤の偏在が起こらないよう配慮していただきたい。その際、新規開設者等が不利とならないよう最大限配慮していただきたい。